

2017年 1月

中国四国農政局
鳥取県拠点

News Letter

中国四国農政局地方参事官(鳥取県担当) 年頭所感

新年、明けましておめでとうございます。

日頃から農林水産行政へのご理解・ご支援
に対して感謝申し上げます。

今年の元旦はお天気にも恵まれ、穏やかな
新年を迎えられたのではないのでしょうか。

さて、農林水産省では、昨年11月、農業者
の所得の向上を図るため、生産資材価格の引
下げや流通・加工構造の改革、生乳流通改革
のほか、農地中間管理機構と関連した土地改
良制度の見直しや、収入保険制度の導入と
いった改革を盛り込んだ「農業競争力強化プ
ログラム」をとりまとめました。

今年は、これらの実施に向け取り組むとと
もに、「農林水産業・地域の活力創造プラン」や「食料・農業・農村基本計画」に基づ
く従来からの農政改革について、着実な推進
を図り、農林水産業の成長産業化、「強い農
林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の
実現を目指してまいります。

鳥取県内では、昨年末にかけ、鳥取県産「き
ぬむすめ」が食味ランキング最高評価の「特
A」を3年連続取得されたほか、静岡市で毎
年開催されている「お米日本一コンテスト」
で県内の団体が出品された「きぬむすめ」が最
高金賞を受賞され、また、都市農村交流に関
しては関係月刊誌の「住みたい田舎ベストラ
ンキング」において鳥取市が総合部門で全国

一位に選ばれるなど、嬉しいニュースもあり
ました。これら、まさに関係者の皆様方が連
携のもと、熱意をもって挑戦された成果では
ないかと思えます。

私ども中国四国農政局鳥取支局は、「現場
と農政を結ぶ業務」として、農林水産行政に
かかわる情報提供、現場の声の汲み上げとと
もに、現場の様々な課題に対して「地域農政
のコンサルタント」としてお役に立てるよう、
取り組んでいます。

平成29年度当初予算においては、高齢化や
鳥獣被害増加等により厳しい中山間地域を対
象に、高収益性農産物の生産・販売、6次産
業化の取組、都市農村交流や、地域の人々が
一体となって、様々な地域資源を磨き上げて
所得を向上させる取組への支援が強化された
ところです。

皆様方と一緒に悩みつつ、また必要に應じ
て様々な政策メニューを有機的に活用するこ
とで、地域の力になれるよう、引き続き取り
組んで参る所存です。

本年もどうかよろしくお願い申し上げます。



中国四国農政局地方参事官
(鳥取県担当)

高橋 徹

青色申告を始めましょう！

- 青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、**税制上のメリット**もありますので、**早速、取り組んでみましょう。**
- なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

青色申告を始めるには、まず何をすればいいの？



<青色申告承認申請書の様式>

納税地		納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。	
〒	-	〒	-
(TEL)	-	(TEL)	-

氏名 生年月日 性別

職業 届出番号

平成__年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

- 事業所又は所得の基となる資産の名称及びその所在地(事業所又は資産の異なるごとに記載します。)

名称	所在地
名称	所在地
- 所得の種類(該当する事項を選択してください)

事業所得 不動産所得 山林所得
- いまままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

(1) 有(取消し・取りやめ) 年 月 日 (2) 無
- 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 年 月 日
- 相続による事業承継の有無

(1) 有 相続開始年月日 年 月 日 被相続人の氏名 (2) 無
- その他参考事項

(1) 簿記方式(青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください)

複式簿記 簡易簿記 その他 ()
- 備付帳簿名(青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください)

現金出納帳 売掛帳 買掛帳 経費帳 固定資産台帳 預金出納帳 手形記入帳
債権債務記入帳 総勘定元帳 仕訳帳 入金伝票 出金伝票 振替伝票 現金式簡易帳簿 その他
- その他

関係銀行 (TEL) - -)

整理番号	整理年月日	A	B	C
01	年月日			
	年月日			

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「**青色申告承認申請書**」を提出する必要があります。

この申請を行えば、平成29年分の所得から、青色申告を行うことができます(申告時期は平成30年2~3月)。

青色申告とは

- 「**正規の簿記**」と「**簡易な方式**」があります。

- ・ 正規の簿記は、複式簿記です。
- ・ 簡易な方式は、白色申告にはない現金出納帳等を整備することが必要です。

青色申告の主なメリット

- 青色申告特別控除

「**正規の簿記**」の場合は65万円を、「**簡易な方式**」の場合は10万円を所得から控除可能です。

- 損失の繰越しと繰戻し

損失額を翌年以後3年間(法人は9年間)にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。また、繰越しに代えて、**損失額を前年に繰り戻して**、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

- ※ 帳簿を付けることで、**自らの経営状況をつかみやすくなる**とともに、**金融機関からの信用を得やすい**といった経営上のメリットも出てきます。

